

総括質疑

質問者・項目

管理③広報紙の配布

高橋 等

①特産品「桃」の産地育成②大東川の改修工事③国道拡幅工事と新市幹線道路の整備

小松利弘

①学校二学期制②小中学生のヘルメット③市民総合センターのあり方

大前誠治

①教育行政②道路行政③消防行政④環境行政⑤行政改革

松浦正武

①学校給食②地域防災計画③消防④青い鳥教室⑤介護保険

尾崎淳一郎

①首長としての基本姿勢②学校教育の充実と地域教育、家庭教育の推進③地域に根ざした福祉の充実④産業の活性化⑤融和と新市の一体的発展

北山齊伯

①北消防署庁舎建設②雇用創出とニュービジネス支援③職員採用計画④交通安全設備の整備

亀野忠郎

①新年度予算における人件費②防災対策③有料広告募集④丸亀生き生き構想⑤市民広場整備事業

三木まり

①養護老人ホーム②幼児虐待とDV③学校図書館④粗大ごみ⑤水環境⑥宣言

中谷真裕美

①ごみ収集有料化の矛盾と負担の不公平②同和対策関係予算の透明化③飯山南幼稚園舎の建設④複数担任制⑤市民総合センターの機能充実

山本直久

①包括外部監査②財政改革③ごみ有料化④J・A丸亀・保健所跡地⑤計画道路

岡田健悟

①行財政基盤確立の方向②離島・僻地の積極的な支援③指定管理者制度④競技事業⑤人権同和行政の整備充実⑥新市建設計画

市民球場設置の 考え方について

松永議員 現在、新しい丸亀市にないものは市民球場である。

野球は道具の使用、細かいルールを取り決め、適材適所の分業制など日本人の繊細さや勤勉さといった国民性によく合っており、根強い人気がある。

本市は野球人口が多く、各世

代の野球への取り組みが盛んである。この中には、全国的に活躍する優れた選手が潜んでいる可能性もある。身近で、高度な試合が展開され、多くの市民が観戦でき、野球少年のレベル向

上や夢への手助けなどに施設環境を整える必要がある。

丸亀市民の野球拠点となり得る観客席、ナイター設備を完備した市民球場の設立を願うが、考えを伺いたい。

市長 野球場は、県・地区大会など公式大会を想定し、ナイター設備を備えた約二万人が収容できる規模を基本計画としている。計画では、野球場、球技場、テニスコートなどの施設整備に約五十億円を要するが、財政状況や社会情勢等を考慮すると、多大な費用を要する施設の優先順位、規模や整備水準も改めて見直す必要がある。当該予定地周辺環境の整備も視野に幅広い検討が必要と考える。その際に



日頃の成果が生かせる施設設備を

は、スポーツ振興審議会や地元関係者など、市民の意見をいただきながら、森と緑のスポーツレクリエーションパークという整備基本理念に基づいて検討したい。野球場も、現計画を再検討する必要がある。いろいろな情報や意見を参考に適切な設備整備を図ってまいりたい。

学校体育施設の 照明有料について

多田議員

五月臨時議会で専決処分が報告された丸亀市立学校体育施設使用条例では、平成十八年度から学校体育施設を使用する場合、照明料を四時間あたり千円支払わなければならない。受益者負担及び財政環境の悪化等を考えると有料となるのはやむを得ないが、利用者の金銭的負担は大きい。

実際に屋内及び屋外運動場の四時間あたりの照明料の実費は幾らかかるのか。また運用方法についても、例えば一回当たり二時間までは料金を五百円にするとか、同一施設を二団体で使用する時は一団体五百円ずつにするという事は検討されているのか。

条例を施行した場合の年間総

収入と、集金業務及び関係経費の総額も併せて伺いたい。
教育長 学校の施設により照明器具の数に多少の差異はあるが、

城北小学校の屋内運動場は七百八十五円、城坤小学校の屋内運動場は八百五十六円、屋外運動場は千四百四十円の電気代がかかる。運用方法については、利用者には大きな負担をかけることになるので、検討して決定したい。

また、年間の総収入は、昨年実績に基づいて試算すると、スポーツ少年団などの免除団体分を除き、七百八十七万二千円となる。支出については、電灯料、修繕料など約千六百万円程度必要である。有料にした場合の集金業務の方法などは、今のところ検討中である。



汗を流して楽しくスポーツ

女性管理職の比率について

三宅議員 市政方針に、男女共同参画社会について正しい理解を深め、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進していくとあるが、現状を伺いたい。また、行政機関における女性管理職の比率について伺いたい。

市長 新市となり、改めて男女共同参画プランの策定作業を行っているが、基本的には旧丸亀市のプランを引き継いでいく。その中に、行政機関における女性参画の推進を目標に掲げている。女性の意見を市政に反映させるためには、まず、市が率先して取り組んでいきたい。

企画財政部長 男女共同参画都市宣言を行った平成十一年と平成十六年の女性委員の割合を比較すると、法律により設置している委員会、審議会は五％が、八・九％、条例により設置している委員会、審議会は二三・六％が二九・五％と徐々に上昇している。新市発足に伴う委員選任は、女性登用率四〇％以上、女性のいない委員会等の解消という目標を全庁に周知し、今後とも女性登用に向けて努力して



女性管理職の育成も積極的に行います

いきたい。

また、市役所の女性管理職の登用は、現在担当長級以上の管理職二百四十五名中、四十五名一八・四％が女性である。内訳は部課長級八十五名中、一名で一・二％、副課長級九十九名中、二十九名で二九・三％、担当長級六十一名中、十五名で二四・六％である。

保育施設の整備と児童虐待について

横川議員 子育て支援は、保護者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービス供給量をバランスよく増やし、質を確保することが重要である。保育所、幼稚園の整備

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針二〇〇四」に基づく政府からの要請により、昨年八月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年十一月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成十六年度分を含め、概ね三兆円とし、その約八割を明示したものの、残りの約二割については、平成十七年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成五年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものがある。

記

- 一 地方六団体の改革案を踏まえた概ね三兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 二 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 三 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 四 地方六団体の改革案で示した平成十九年度から二十一年度までの第二期改革案について政府の方針を早期に明示すること。



子どもたちが安心できる環境を

め、従来の家庭
相談員に加え、
職員を一名増員
した。
今後は早期通
報体制や日常の
見回り活動をさ
らに充実させる
ため、福祉保健
推進員制度を飯
山町、綾歌町に
も広げ、さら
に、県の西部子
ども相談センタ
ーや各校区の主
任児童委員から

なる児童虐待ネットワーク体制
も、情報交換や研修などを通し
て機能強化を図ってまいりたい。
**人件費を含めた
包括予算編成を**
高木（康）議員 本年度は包括
予算編成方式を導入しているが、
職員の人件費は対象外となつて
いる。限られた予算で、できる
だけ多くの市民サービスを立案、
実施していく方式であるが、人
件費を抜きにしては包括予算編
成方式の本来の目的が達せられ
ない。今後人件費を含めた方式
に改めていただきたいが考えを
伺いたい。
次に市民、行政、議会が各種
サービスに対するコスト意識を
共有し、現在の厳しい財政状況
を理解してもらうために、すべ
ての事業に対しコストやサービ
スに対する受益者の負担額など
を算出し、公開していただきたい
がどうか。
市長 人件費を含めた包括予算
編成方式には同感である。今後
は、各部が人件費、すなわち定
数管理や組織機構見直しを自主
的かつ主体的に議論し、それを
踏まえた改革が全庁的に展開す
る予算編成、さらに行財政運営

は、地域格差のない、バランス
のとれた保育施設が求められて
いる。今年度を含めて将来的な
整備方針を伺いたい。
次に、児童虐待は近年増加傾
向にあることから、虐待者、被
虐待者に対する心のケアを含め、
相談体制の充実が求められてい
る。平成十七年度予算で虐待防
止、相談機能をどのように実施
するのか伺いたい。
健康福祉部長 利用しやすい保
育施設を整備するため、毎年の
入所希望状況を参考に定員の見
直しを行い、適正な定員数設定
に努めている。保育所は、公立・
私立計二十六カ所あり、五月現

在の入所数は定員を少し下回っ
ている。将来的な整備は、保育
ニーズの動向を見ながら、公立
保育所の設置状況や、私立保育
園の整備計画なども考慮し、総
合的に判断していきたい。
一方、公立幼稚園は、合併後
十園で、定数を下回っている。
現在は施設の増築や新設は必要
ないと考えるが、今後、定員数
を大きく越える状態が予測され
る場合は対応していきたい。
次に、児童虐待は発生の予防
とともに早期発見、早期対応が
重要である。そこで、相談指導
体制の充実と合併により市の面
積が拡大したことに対応するた

五 地方交付税制度については、「基本方針二〇〇四」及び「政
府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が
生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を
確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充
実強化すること。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成十七年六月二十三日
丸亀市議会
内閣総理大臣 内閣官房長官
郵政民営化・経済財政政策担当大臣
総務大臣 財務大臣
衆議院議長 参議院議長

地方議会制度の 充実強化に関する意見書

平成五年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方
分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図
の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化して
きている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政
面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対
する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信してい
かなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層そ
の重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議
会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求めら
れている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極
的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会
の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題
がある。

全般にわたる新しいシステムづくりを早急に検討してまいりたい。

次に、負担の増や市民サービスの見直しなど、市民の理解と納得を得るためには、市民に開かれた手続きを踏んでいくことが不可欠である。広報やホームページを通じ、本市の財政事情や行政改革に関する情報を市民に積極的に公開するとともに、改革実行には、担当はもとより全職員が説明責任を果たせるよう、改革情報の共有化や体制づくりを努めていきたい。

桃研究所の設置について

高橋議員 飯山町で桃の栽培が始まったのは明治十一年頃、以来桃の産地づくりとイメージアップに力を注ぎ、県内一の産地を維持している。これからは、気象条件やその土地に適した品種改良開発や品種に適応した栽培技術の構築と指導者の育成、担い手の確保が必要と考える。

現在、県農業試験場や普及センターには桃の専門技術者はいない。そこで、県独自の品種を開発研究する機関として、「桃研究所」を設置するよう関係機

関と協議していただきたい。

産業部長 高品質の桃を生産するために、香川県農協飯南地区桃生産部会においては、生産農家自らが産地の維持拡充を図るため、生産指導や販売促進に関する検討委員会を設け、研究に取り組んでいる。また県でも、平成十三年度から十五年間を計画期間とした果樹振興計画の中で、県農業試験場府中分場を果樹試験場として重視していくことも検討されている。

「桃研究所」の設置につきましては、生産農家はもちろんのこと、農協や関係者、関係団体と十分協議し、県に要望していきたい。

ヘルメットの支給について

小松議員 小中学生のヘルメットの支給について、旧綾歌町では小学校三年生の児童に長期支給、旧丸亀市では中学校一年生の自転車通学生徒等に購入代金の二分の一を補助してきた。合併協議の中では新市において検討することとなっていたが、結果的に予算措置されていない。将来の丸亀市を支えていく子どもたちの命を守っていくためには、ヘルメットの支給を継続すべきと思うが、見解を伺いたい。



甘くておいしい桃を全国へ発信します

小学生の自転車については帰宅後の私生活の中で使用するものであり、子どもたちの安全確保は、保護者の責任において対応していただきたいと考える。また、中学生の自転車については、通学用であることから、補助金をカットす

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後六十年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

二十一世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成十七年六月二十三日

(提出先)

丸亀市議会
内閣総理大臣 総務大臣
衆議院議長 参議院議長

することは非常に苦しい判断ではあったが、自我の発達する時期にみずからの身の安全はみずからで守るという意識を育てるといふことが大切と考え、経済的負担で就学困難な生徒に対してのみ支給することとした。

しかし、ヘルメットの着用は安全性を考慮すれば、極めて重要なことであり、今後も、各幼稚園、学校等において、より実

議会だよりは、紙面の都合により、議員の質問の中から一項目を選び、質問・答弁の内容を要約の上掲載しています。